指定居宅療養管理指導事業者　運営規程**（試案）**

　この規定は、**○○法人が開設する○○**薬局が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適切な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第１条

　１**．**要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、**○○**薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

　２．利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第２条

　１．要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

　２．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

　　　　３．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

　　・保険薬局であること。

　　・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。

　　・麻薬小売業者としての許可を取得していること。

　　・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

　　・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第３条

　１．従業者について

　　・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

　　・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

　　・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務

等を勘案した必要数とする。

　２．管理者について

　　・常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限り、**○○**薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第４条

　１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

　２．訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第５条

　１．原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（１２月**○○**日～１月**○**日）を除く。

　　　　２．通常、月曜日から金曜日の午前**○：○○**～午後**○：○○**、土曜日の午前**○：○○**～午後**○：○○**とする。

　３．利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

　付則

この規定は、**令和**　**○○**　年　**○○**　月　**○○**　日から施行する。